

東京都建築物環境計画書制度改正に係る技術検討会設置要綱 新旧対照表

改正	現行
<p>東京都建築物環境計画書制度改正に係る技術検討会設置要綱</p> <p>(制定) 平成 24 年 7 月 9 日付 24 環都環第 103 号 (改正) 平成 26 年 11 月 12 日付 26 環都環第 203 号 (改正) 平成 27 年 7 月 7 日付 27 環地環第 120 号 (改正) 平成 28 年 11 月 21 日付 28 環地環第 152 号</p>	<p>東京都建築物環境計画書制度改正に係る技術検討会設置要綱</p> <p>(制定) 平成 24 年 7 月 9 日付 24 環都環第 103 号 (改正) 平成 26 年 11 月 12 日付 26 環都環第 203 号 (改正) 平成 27 年 7 月 7 日付 27 環地環第 120 号</p>
<p>第 1 条から第 5 条 (現行のとおり)</p> <p>(招集等)</p> <p>第 6 条 検討会は、環境局長が招集する。 2 環境局長は、必要があると認めるときは、委員以外の<u>専門家等</u>に検討会への出席を求めることができる。</p> <p>第 7 条 (現行のとおり)</p> <p>(会議の運営)</p> <p>第 8 条 <u>会議は公開とする。</u> 2 検討会の<u>運営方法</u>は、会長が検討会に諮って決定する。</p> <p>(議事録及び会議資料)</p> <p>第 9 条 <u>会議ごとに議事録を作成することとする。</u> 2 <u>議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例(平成 11 年東京都条例第 5 号) 第 7 条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。</u> 3 <u>前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。</u> 4 <u>前 2 項の規定は、会議資料等について準用する。</u></p>	<p>第 1 条から第 5 条 (略)</p> <p>(招集等)</p> <p>第 6 条 検討会は、環境局長が招集する。 2 環境局長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に検討会への出席を求めることができる。</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>(開催方法)</p> <p>第 8 条 検討会の開催方法は、会長が検討会に諮って決定する。</p>

改正	現行
<p>(その他)</p> <p>第 <u>10</u> 条 この要綱に定めのない事項については、環境局長が別に定める。</p> <p>附 則 (現行のとおり)</p> <p>附 則 (平成 28 年 11 月 21 日 28 環地環第 152 号)</p> <p>この要綱は、平成 28 年 11 月 21 日から施行する。</p>	<p>(その他)</p> <p>第 9 条 この要綱に定めのない事項については、環境局長が別に定める。</p>